

成田法人会報

<http://www.narita-houjinkai.or.jp/>

2023 年
(令和 5 年)

11・12

第396号



「白井市ふるさとまつり」(令和5年10月21日(土)・22日(日)、白井総合公園にて開催)

令和5年度 税に関する「絵はがきコンクール」優秀作品

【千葉県法人会連合会女性部会
連絡協議会会長賞】

【成田税務署長賞】



栄町立竜角寺台小学校 下橋 朋加さん

【成田法人会 女性部会長賞】



印西市立木刈小学校 山田 結咲さん

【成田法人会 女性部会長賞】



成田市立新山小学校 山老 雪乃さん

【成田法人会 会長賞】



栄町立竜角寺台小学校 木村 咲希さん

目次

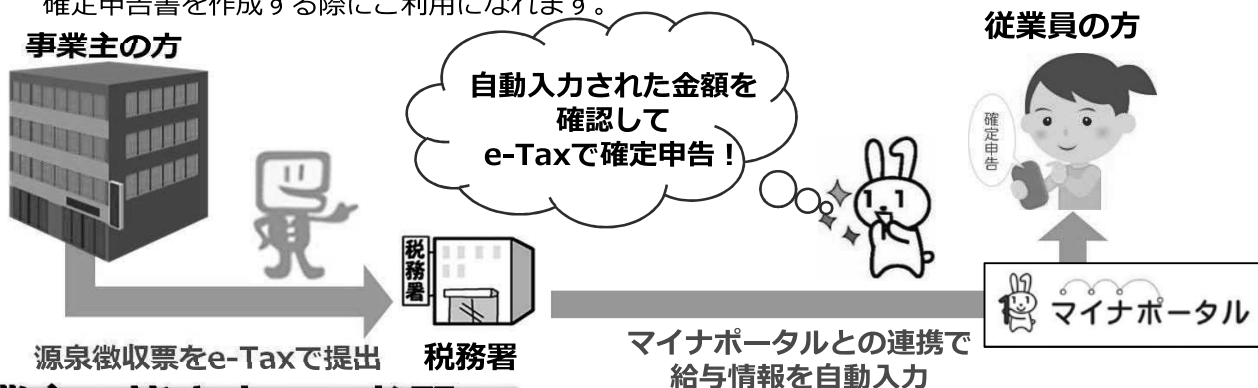
税務署からのお知らせ	2～5
第3回会長・副会長会議・第2回理事会	6
令和5年度夏季税制セミナー、第1回組織委員会	7
観劇研修会、絵はがきコンクール審査会	8～9
白井市ふるさとまつり	10
青年部役員会、研修だより	11
新入会員紹介	12

地域だより	13～15
「税に関する絵はがきコンクール」入選作品	16～17
第39回法人会全国大会(群馬大会)	18
令和6年度税制改正に関する提言	19～26
「税についての作文」	27
行事予定 研修・講習会等予定表	28
研修のご案内、生活習慣病健診のお知らせ	29
事務局からのお知らせ	30～31

事業主の皆さまへ！ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に！！

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で
確定申告書を作成する際にご利用になれます。



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

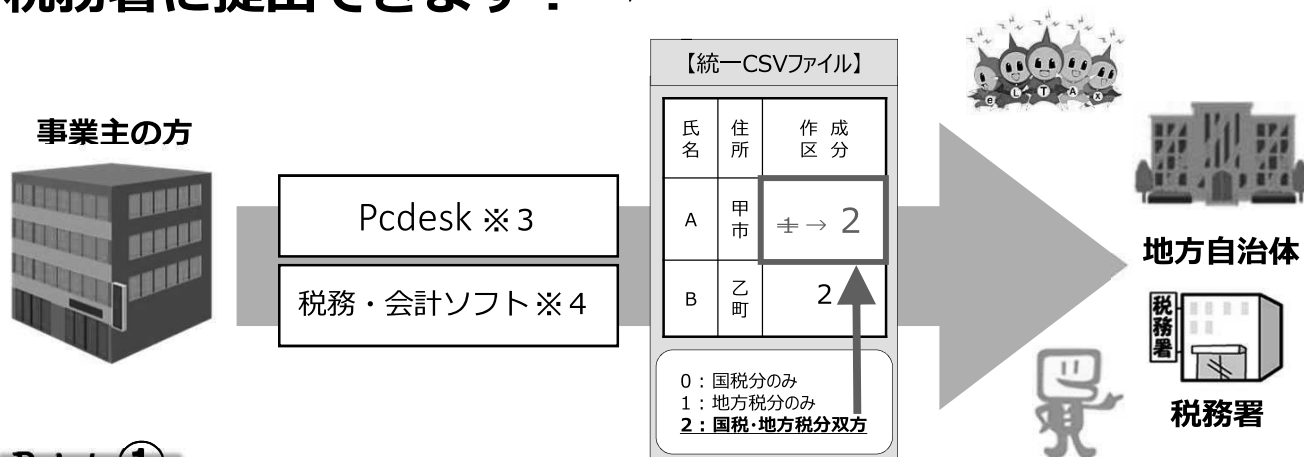
！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

給与支払報告書を eLTAXで提出されている 事業主の皆さまは 税務署にも源泉徴収票を まとめて送信できます！

給与支払報告書をeLTAXで提出する際、「2」を選択すると、自動的に源泉徴収票データも作成され、税務署に提出できます！※1,2



Point ①

事業主の皆さまからeLTAXで提出された給与支払報告書が対象となります。

Point ②

「2」を選択すると、支払金額が500万円以下の給与の源泉徴収票データも税務署に提出され、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

※1 e-Taxの利用者識別番号も必要となります。

※2 eLTAXについては、1送信当たりの件数、容量の制限はありません。

(源泉徴収票をe-Taxで提出する場合は、1送信当たり20MB又は6,900枚以下とする必要があります。)

※3 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトです。

※4 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、対応していない税務・会計ソフトもありますので、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等でご確認ください。

詳しい内容は、QRコードをご確認ください。



(国税庁ホームページ)



(eLTAXホームページ)



東京国税局・税務署(令和5年9月)

国税・地方税の納付は、 ダイレクト納付をご利用ください！

簡単！便利！
事前に登録した預貯金口座から
引落し！

どこが簡単・便利なんですか？

- インターネットに接続できる端末があれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約は不要！手数料はかかりません！
- 金融機関や税務署・県(都)税事務所・市区町村の窓口に出向く必要がありません！
⇒ 特に、毎月の源泉所得税や特別徴収に係る個人住民税の納付に便利です！
- 納付日を指定して納付することができます！



ダイレクト納付を始めるには？

ダイレクト納付利用届出書（口座振替依頼書）を
提出するだけ！

※ QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

国税・地方税共通

- ダイレクト納付が利用できる金融機関に預貯金口座がある。

利用可能金融機関はこちら



【国税・書面】 【国税・オンライン】 【地方税】

国税の場合

- 初めての方は
(イータックス)
e-Tax 利用開始の手続からスタート！
- 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！
個人の方はオンラインで届出書の提出が
可能です。
※ 利用開始まで、書面提出では約1か月、
オンライン提出では約10日程度の期間が
必要です。

詳細はこちら ⇒



地方税の場合

- 初めての方は
(エルタックス)
eLTAx 利用開始の手続からスタート！
- 地方税のダイレクト納付口座振替依頼書
を提出！
※ 利用開始まで、約1か月程度の期間が
必要です。

詳細はこちら ⇒



具体的な
利用手順に
ついては
裏面へ！

東京国税局 ★千葉県 ☂東京都主税局 神奈川県 山梨県

ダイレクト納付ってどうやるの？

申告したら、あとは簡単なクリック操作だけ！

(注1) 国税のダイレクト納付の利用手順

● Step1

e-Taxで申告書・徴収高計算書等を作成・送信します。

● Step2

メッセージボックスに格納された受信通知を確認します。

● Step3

即時又は納付日を指定して納付します。事前に登録した口座から引落としされます。

(注1) 全ての税目について利用可能です。ただし、送信データによりご利用できない税目がありますので、詳細は、e-Taxホームページ（電子納税の詳細）をご確認ください。

手続に関するご不明な点につきましては、e-Taxホームページ又は管轄の税務署へお問い合わせください。



e-Taxホームページ

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>



(注2) 地方税のダイレクト納付の利用手順

● Step1

eLTAXで「電子申告連動分」・「みなし・見込納付分」・「個人住民税（特別徴収分）」の納付情報発行依頼を行います。

● Step2

納付情報を受けとり、内容を確認します。

● Step3

即時又は納付日を指定して納付します。事前に登録した口座から引落としされます。

(注2) 利用可能税目は、法人都道府県民税、法人事業税、個人住民税（特別徴収分）など、一部の税目に限られますので、詳細は、eLTAXホームページをご確認ください。

手続に関するご不明な点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。



eLTAXホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



令和5年度 第3回会長・副会長会議、第2回理事会

令和5年8月29日(火)ホテル日航成田において、令和5年度第3回会長・副会長会議が開催され、藤崎政弘会長および副会長6名、専務理事が出席して、理事会の議案および賀詞交歓会、全法連主催の全国大会（群馬大会）といった今後の予定等について審議が行われた。

続いて13時30分より別室にて第2回理事会が開催され、会長、副会長、常任理事、理事、専務理事の計42名と監事2名が出席した。

また成田税務署より、黒崎雪二署長、岩尾智之副署長、増渕悟統括官、伊藤正人上席、村橋郁哉調査官の参加をいただいた。会長挨拶の後、7月に着任された黒崎署長より、法人会の税知識や制度の普及・啓発活動に対し、引き続きご支援・ご協力を頂けるとのご挨拶をいただいた。

主要な議題は以下の通りであった。

第1議題 令和5年度事業報告の件
(理事の業務執行報告)

第2議題 会員増強活動の件

第3議題 賀詞交歓会の件

第4議題 福利厚生制度推進の件

令和5年度の事業については、新型コロナウイルス感染症の予防対策を図るなか、納税意識の高揚、税知識の普及に向けた研修会や広報活動、地域社会貢献活動等の公益事業は、役員はじめ会員、税務署、税理士会等関係機関の協力により、ほぼ計画通り着実に実施していることが報告された。

また7月より各ブロック・支部で総会が開催され、多くの会員が参加支部の総会に参加していることが報告された。

会員増強活動については、9月から12月を活動強調月間とし、会全体で200件の目標達成を目指すべく、各支部が推進していく事が確認された。

賀詞交歓会について、令和6月1月26日(金)にアートホテル成田で開催し、新年挨拶に続く講演会では、NHK大相撲解説者の舞の海秀平氏に講演頂くこととなった。また懇親会は、感染予防対策を図るなか着座方式で開催する事とした。

福利厚生制度の推進については、大同生命保険株式会社、AIG損害保険株式会社、アフラック



会長・副会長会議の様子



藤崎政弘会長



黒崎雪二税務署長



海寶弘和組織委員長



理事会の様子

ク生命保険株式会社の保険3社の幹部の方々より、各社の法人会への取り組み状況や推進商品の概要等について資料に基づき説明が行われた。

そして保険3社と連携し、福利厚生制度充実のため、役員、会員が積極的に制度加入を検討していくことが確認された。

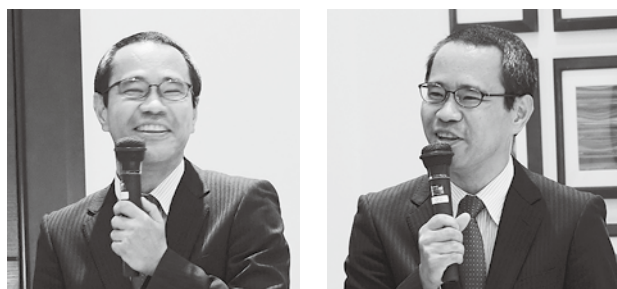
令和5年度 夏季税制セミナー

令和5年8月29日(火)ホテル日航成田において、令和5年度夏季税制セミナーが、理事会終了後に理事・監事を対象に実施された。

今回のセミナーのテーマは「事業承継」で、講師に英傑育成座代表の神尾弘和氏より「徳川三代の事業承継」と題して、歴史から見た事業引き継ぎのポイントについて講演をいただいた。講演は、戦国の世において徳川家康～秀忠～家光と徳川家の事業承継が苦難のなか成功したポイントを歴史の事例に基づき、「自社の事業承継において重視する項目を明確にし、道筋を描く」ことが重要であると説明された。

そして「事業承継の期間(いつ)、後継者(だれ)を会社の現況に即して計画をたてる。」ためには、

- ① 一番大事なのは現経営者(創業者)の思いを後継者と共有すること
 - ② 現経営者(創業者)の思いを後継者が自分事としてとらえ、承継の覚悟をもつこと
 - ③ 現経営者の思いを受け継ぎ、後継者をサポートする人材がいるとなおよし
- といった点が極めて大事であるとまとめられた。



講師の神尾弘和氏



セミナーの様子



質疑応答の様子

令和5年度 第1回組織委員会

令和5年10月13日(金)ウイシュトンホテル・ユーカリにおいて、令和5年度第1回組織委員会が開催され、会長、副会長、支部長、専務理事の計20名が出席した。

主要な議題は以下の通りであった。

第1議題 会員増強活動の件

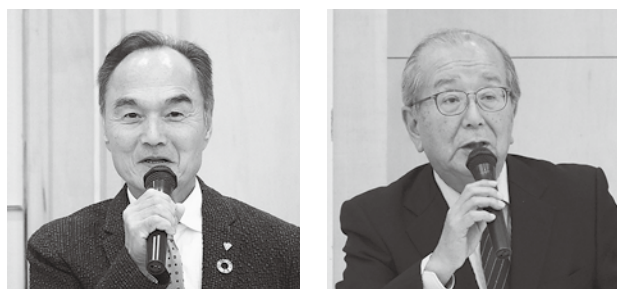
第2議題 その他

・納税表彰の件

・税に関する街頭キャンペーンの件

藤崎政弘会長の挨拶の後、会員増強については9月から始まった強調月間の状況が報告された。

続いて海寶弘和組織委員長より、各支部が目標達成に向けて一丸となって活動して頂きたいとの挨拶があり、支部役員会の開催、銀行等金融機関との連携強化等について具体的に説明がなされた。



藤崎政弘会長

海寶弘和組織委員長



組織委員会の様子

女性部会観劇研修会

令和5年10月23日(月)、女性部会では令和5年度第1回目の観劇研修会が開催され、部会員20名が参加した。

会場は中央区日本橋室町にある三越劇場で、劇団「前進座」による宮部みゆき原作の「あかんべえ」が舞台上演され、「怖く、切なく心に沁みる江戸深川の不思議物語」を堪能した。

昼食は日本橋三越本館の特別食堂で和風懐石を味わい、午後は日本橋三越本館での買い物や再開発で一変した日本橋の各店を巡るなど、都心での観劇・食事・買い物を楽しんだ。



観劇パンフレット

劇団前進座爽秋公演

「あかんべえ」

原作 宮部みゆき

脚本 佃 典彦

演出 松本 祐子

主演 山本 春美



昼食会の様子

第9回「税に関する絵はがきコンクール」審査会

令和5年9月29日(金)、成田法人会館において第9回「税に関する絵はがきコンクール」の審査会が開催され、女性部会より13名が参加した。

また成田税務署より、黒崎雪二税務署長、岩尾智之副署長、岩渕悟統括官、村橋郁哉審理担当調査官の4名に出席を頂いた。

また藤崎政弘会長および租税教室の講師を担当した田中時之志津南支部長、金塚学理事も参加し、女性部会と青年部会が租税教室の講師を行った小学校の6年生から応募があった332通の作品の審査が行われた。

審査では、イラストや標語などを丁寧に見比べながら、4通の優秀作品と50通の入選作品が選定された。

【優秀作品】

成田税務署長賞

栄町市立竜角寺台小学校6年 下橋朋加さん
成田法人会女性部会長賞(県連への代表作品)

印西市立木刈小学校6年 山田結咲さん
成田法人会女性部会長賞

成田市立新山小学校6年 山老雪乃さん
成田法人会長賞

栄町立竜角寺台小学校6年 木村咲希さん

【入選作品】

入選作品50通



片岡愛子女性部会長



黒崎雪二成田税務署長



審査会の参加者



成田法人会女性部会長賞の決定



成田税務署長賞の決定



成田法人会長賞の決定



Aテーブルの1次審査の様子



Bテーブルの1次審査の様子



Cテーブルの1次審査の様子



Dテーブルの1次審査の様子



2次審査の様子



最終審査の様子

地域社会貢献活動・広報活動～白井市ふるさとまつりに参加～

10月21日(土)、22日(日)に白井総合公園で開催された「白井市ふるさとまつり」において、成田法人会では「税金クイズ」の実施や税に関する広報活動を行った。

両日とも、地域社会貢献委員、広報委員、白井支部の役員を中心とした会員のほか、成田税務署から岩尾副署長、増淵統括官ら幹部の方々のご協力をいただき、多くの市民の方に税金クイズを楽しんでもらった。

また、1億円のレプリカの展示では、親子連れが記念写真を撮ったり、女性部会が中心となって活動している「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品を掲示したパネルに見入っていた。



参加者の方々 (10/21)



参加者の方々 (10/22)



成田法人会の出店ブースの様子



税金クイズの様子



税金クイズの様子



1億円のレプリカ



1億円のレプリカ



会場の様子

令和5年度 第3回 青年部会役員会

10月5日(木)令和5年度第3回青年部会役員会が、長谷川部会長以下7名の部会員が出席して開催され、以下の議題について説明・審議が行われた。

第1議題 「税を考える週間」における
街頭キャンペーンについて

第2議題 全国青年の集い「山形大会」について

第3議題 部会員増強活動について

「税を考える週間」における街頭キャンペーンについては、令和5年11月17日(金)を予定し、場所は、前年と同様に、JR成田駅東口千葉銀行成田支店前で、市民に対し税に関するパンフレット等を500部配布することとした。また、成田市観光キャラクターの「うなりくん」と千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」をゲストに迎えることとした。

全国青年の集い「山形大会」については、11月9日～10日の日程で開催され、長谷川部会長以下4名の部会役員が出席する予定となった。

部会員増強活動については、来年度5名が卒業する状況のなかで喫緊の課題であり、各役員がそれぞれの支部のなかで積極的に勧誘活動を行っていくことを確認した。



研修だより

会計ソフト講習会

令和5年9月15日(金)に、会計ソフト講習会を開催し19名が参加した。当日は古名税理士より、数多くある会計ソフトの種類や特徴、あわせてインボイス制度・改正電子帳簿保存法への対応について解説があり、その後NTT東日本よりシステムの紹介とデモ実演が行われた。日々進化する会計ソフトについて理解を深めることができ、好評であった。



会計ソフト講習会

税務簿記講習会

令和5年度の税務簿記講習会が、8月4日から9月26日にかけて10回にわたり成田法人会館で開催された。

この講習会では、「日常業務から決算書・申告書類作成まで」を習得することを目的に講師の酒巻雅純税理士より、簿記の基礎から決算業務までわかりやすくかつ繰り返していねいに解説が行われた。受講者からは「毎回前回の復習があり、繰り返しわかりやすい説明であり理解を深めることができた。」との声がたくさんあり、たいへん好評だった。



税務簿記講習会

新入会員紹介

令和5年8月1日～令和5年9月末日

支部名	法人名	代表者名	所在地	業種名
成田北支部	コンパニオン倶楽部華舞花	本 橋 直 子	成田市美郷台	サービス業
成田中央支部	モデレート(株)	坂 田 太	成田市囲護台	健康サービス業
成田西支部	(株)ひととして	佐 藤 達 也	成田市公津の杜	飲食業
成田西支部	(株)真樹庭園	吉 岡 真 悟	成田市宗吾	造園業
下 総 支 部	(株)エバークリーン	麻 生 進	成田市西大須賀	造園・土木業
富 里 支 部	(株)ステップアップ	大 関 京 子	富里市御料	自動車販売業
富 里 支 部	BEBE Auto Service	野 平 裕 也	成田市十余三	自動車部品取付け
富 里 支 部	(株)P I C	高 木 酒 夫	富里市十倉	総合保険代理店
富 里 支 部	(株)オートエージェント	本 間 啓 史	富里市十倉	自動車修理販売業
富 里 支 部	(株)泰永建設	穴 戸 進	富里市根本名	建設業
酒々井支部	(株)BOCRA	伊 豆 航	印旛郡酒々井町墨	ガス給湯器工事
八 街 支 部	カラオケ居酒屋ゆか	川 口 有 香	八街市八街は	飲食業
八 街 支 部	(有)城総建設	小 高 直 利	八街市八街ほ	建設業
八 街 支 部	(株)STREAM	谷 口 正 義	八街市雁丸	飲食業
八 街 支 部	特定非営利活動法人 秋桜社会福祉会	齊 藤 孝 雄	八街市八街ろ	福祉サービス業
佐 倉 支 部	信栄電機	三 橋 智 也	佐倉市栄町	電気工事業
佐 倉 支 部	佐 藤 秀 行	佐 藤 秀 行	佐倉市城	コンビニエンスストア
根 郷 支 部	(株)WelfareCoordi	齊 藤 仁 史	佐倉市弥勒町	県指定福祉サービス事業
根 郷 支 部	(株)京櫻	楊 尚 勇	佐倉市大崎台	人材派遣業
根 郷 支 部	(医社)樹徳会佐倉整形外科眼科病院	草 村 理 佳	佐倉市大崎台	医療業
臼 井 支 部	(有)佐々木工務店	佐々木 和 彦	佐倉市臼井田	建設業
志津南支部	(医社)雅尚会上志津中央歯科	秤 屋 尚 生	佐倉市上志津	歯科医業
四街道支部	エスポワール(同)	星 野 望	佐倉市馬渡	中古品小売業
四街道支部	(株)IBホールディングス	齋 藤 儀 一	四街道市鹿渡	不動産売買業
大 日 支 部	(株)神山美装	神 山 竜	四街道市大日	建設業
大 日 支 部	中和貿易(株)	林 衛 立	四街道市鹿放ヶ丘	再生資源卸売業
大 日 支 部	宏輝国際(株)	周 丹	四街道市大日	再生資源卸売業
大 日 支 部	小蜜蜂(株)	周 丹	四街道市大日	医薬品卸売業
大 日 支 部	(株)A I O	新 井 貞 文	四街道市大日	小売業
大 日 支 部	(株)萬達商事	鈴 木 安 達	四街道市大日	再生資源卸売業
四街道東支部	(株)感動舎	田 中 博	千葉市中央区中央	イベント・旅行業
四街道東支部	ASURU(株)	斯 日 古 楞	四街道市吉岡	再生資源卸売業
四街道東支部	日昇商事(株)	張 志 娟	四街道市南波佐間	再生資源卸売業
四街道東支部	友善金属(株)	孫 偉	四街道市吉岡	再生資源卸売業
印 西 支 部	(同)ア・プラン	松 下 泰 典	印西市小林大門下	建設業
印 西 支 部	(株)国松興業	国 松 省 弥	印西市大森	建築工事業
印 西 支 部	(株)green	佐 藤 義 行	印西市原	飲食業
印 西 支 部	(株)ロックフィールド	石 田 祐一郎	印西市東の原	鉄鋼卸売業
印 西 支 部	(株)宇那ホールディングス	福 澤 厚 一	印西市内野	不動産賃貸業
印 西 支 部	(株)颯剛運輸	山 内 彩	印西市高花	一般貨物自動車運送事業

番号	項 目	期 日 場 所	参 加 者 等	内 容
1	臼井支部 マジックショー・異業種交流会	8月21日 イタリア料理カステッロ	細谷ブロック長、 半谷支部長 他 合計 27名	会員相互の親睦 異業種交流
2	印西支部役員会	8月24日 松栄鮎 千葉ニュータウン店	海老原支部長 他 合計 13名	会員増強 支部事業の計画
3	下総支部サマーガーデン バーベキュー大会	8月26日 ヒルトン成田 中庭芝生エリア	青野支部長 他 合計33名	会員相互の親睦 異業種交流
4	酒々井支部新入会員歓迎 ガーデンバーベキュー大会	8月27日 アートホテル成田	福田支部長 他 合計20名	新入会員歓迎 意見交換会
5	八街支部総会 新入会員歓迎・異業種交流会	8月30日 八街市商工会議所 和風レストラン五番	藤崎会長、海寶ブ ロック長、竹村支部長、 他 合計 30名	支部総会 インボイス制度研修会 異業種交流・意見交換会
6	富里支部役員会	9月1日 太陽&月	松永支部長 他 合計 13名	会員増強情報交換会
7	佐倉ブロック・ 志津ブロック合同 支部総会	9月6日 ウィシュトンホテル・ ユーカリ	藤崎会長、細谷・ 吉田ブロック長、 藤川・實川・半谷・ 田中支部長、他 合計 46名	合同支部総会 インボイス制度研修会 異業種交流・意見交換会
8	白井支部役員会	9月6日 はな膳 白井店	平川支部長 他 合計 8名	支部事業の計画 支部総会準備
9	印西支部・栄支部合同 支部総会	9月7日 印西市 文化ホール	藤崎会長、小幡ブ ロック長、柴崎顧問、 海老原・山本支部長 他 合計 20名	支部総会 インボイス制度研修会 異業種交流・意見交換会
10	成田西支部役員会	9月15日 荒磯	荒木支部長 他 合計 7名	会員増強 支部事業の計画
11	成田中央支部役員会	9月28日 ひかたや第二支店	村岡支部長 他 合計 7名	会員増強 支部事業の計画
12	成田北支部役員会	10月6日 翁 本家	小泉支部長 他 合計 4名	会員増強 支部事業の計画
13	志津南支部 異業種交流・情報交換会	10月7日 より処 えん	田中支部長 他 合計 22名	会員増強情報交換会
14	白井支部総会	10月11日 はな膳 白井店	藤崎会長、平川支 部長 他 合計26名	支部総会 インボイス制度研修会 異業種交流・意見交換会
15	北総ブロック 親睦ゴルフ大会	10月13日	柴崎顧問、江口顧 問、小幡ブ ロック長、平川、海老原、 山本支部長 他 合計 35名	親睦ゴルフ大会

臼井支部マジックショー・異業種交流会 (8/21)



印西支部役員会 (8/24)



下総支部サマーガーデンバーベキュー大会 (8/26)



酒々井支部ガーデンバーベキュー大会 (8/27)



八街支部総会 (8/30)



富里支部役員会 (9/1)



佐倉・志津両ブロック合同支部総会



臼井支部役員会



印西支部栄支部合同支部総会 (9/7)



成田西支部役員会 (9/15)



成田中央支部役員会 (9/28)



成田北支部役員会 (10/11)



志津南支部異業種交流・情報交換会



白井支部総会



北総ブロック
親睦ゴルフ大会
(10/13)



令和5年度「税に関する絵はがきコンクール」 入選作品



〔成田税務署長賞〕

栄町立竜角寺台小学校
下橋 朋加さん



〔千葉県法人会連合会女性部会
連絡協議会会長賞
成田法人会女性部会長賞〕

印西市立木刈小学校
山田 結咲さん



〔成田法人会女性部会長賞〕

成田市立新山小学校
山老 雪乃さん



〔成田法人会会長賞〕

栄町立竜角寺台小学校
木村 咲希さん

●成田市立新山小学校



戸田 慶優さん



香取 直緒さん

●佐倉市立印南小学校



愛甲 蓮さん



岡道 心桜さん



木原 千晴さん



椎名 莉愛さん



関山 晴心さん



武政 結芽さん



堀江 逞人さん



山西 賢治さん

●佐倉市立上志津小学校



大塚 うみさん



飯谷 健琉さん



林 陽愛さん



山下 鈴華さん

●佐倉市立下志津小学校



林 萌々華さん

●四街道市立大日小学校



浅倉 聖那さん



黒田 創虹さん



菅原 衣遥さん



中村 優空さん



渡辺 颯さん

●印西市立木刈小学校



アンダーソン クレアさん



影山 美緒さん



工藤 綿穂さん



小西 美緒さん



小林 佳果さん



西尾 陸さん



沼田 日向さん



松浦 朱璃さん



松田 茉優さん



松本 徹平さん



山崎 紗奈恵さん



大和屋 綾香さん



山本 風香さん



吉田 杏さん



脇野 璃子さん

●白井市立白井第三小学校



佐々木 杏菜さん



渋谷 柚衣さん



西田 奈津希さん



廣瀬 優花さん



松浦 胡桃さん



吉里 悠翔さん



吉村 瑚夏さん

●栄町立竜角寺台小学校



相原 彩希さん



伊藤 翔大さん



久保 心さん



黒澤 智花さん



越川 空楽さん



細川 乃奈さん



山口 莉子さん



山根 大知さん

第39回法人会全国大会（群馬大会）開催

令和5年10月18(水)、「第39回法人会全国大会 群馬大会」が群馬県高崎市の「高崎芸術劇場」で開催された。成田法人会からは藤崎政弘会長のほか副会長5名が参加した。

大会に先立ち、全国からの参加者を歓迎する企画として、群馬交響楽団のアンサンブル編成によるウェルカムコンサートが催された。

第1部（14時～）は、日本通信㈱代表取締役社長の福田直久氏より「好機到来」と題して記念講演が行われた。

第2部の大会式典（15時20分～）では、公益財団法人全国法人会総連合小林栄三会長による主催者挨拶に続き、国税庁長官、群馬県知事等からの来賓祝辞、会員増強等の授彰式を経て、「令和6年度税制改正に関する提言」の解説が行われた。続いて、租税教育活動報告があり、最後に「令和6年度税制改正に関する提言」の実現を求める大会宣言で締めくくられた。

次回の第40回法人会全国大会は、令和6年10月に鹿児島県で開催される予定である。



成田法人会の参加者

令和6年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。
負担を先送りせず現世代で解決を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。
健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。
本格的な事業承継税制の創設を！

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献している。

わが国の社会経済活動に大打撃を与えたコロナ禍は、ほぼ収束し、急激な物価上昇も一時に比べ、落ち着きを取り戻しつつある。

こうした中、政府が打ち出した少子化対策や防衛力の抜本強化については、財源の具体的な内容が定まっておらず、安定性を欠いていると言わざるを得ない。加えて、コロナ禍でさらに積み上がった国債残高は先進国でも突出しており、返済計画の策定が重要な課題である。

歳出だけを先行させ財源論が置き去りになったままでは、財政規律の毀損が決定的となりかねない。まずは、2025年度の基礎的財政収支の黒字化目標を確実に達成し、その後の財政健全化についても並行して議論を開始すべきである。

また、今月から導入されたインボイス制度は、事業者の事務負担増や適格請求書発行事業者と免税事業者との取引に変化が生じるといった懸念がある。政府は、国民や事業者への影響を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直す必要がある。

地域経済や雇用の担い手である中小企業には、コロナ禍による打撃から回復していないケースも少なくない。実効性ある税財政上の支援が必要であり、法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和5年10月18日
全国法人会総連合 全国大会

令和6年度税制改正に関する提言

《はじめに》

我が国の社会経済活動に大打撃を与えたコロナ禍はほぼ収束し、ロシアのウクライナ侵攻などを背景とした急激な物価上昇も落ち着きを取り戻してきた。いまだ金融政策は異次元緩和から脱却できないているが、我が国の経済財政運営は「戦時」から「平時」のそれに切り替える段階に至ったといえよう。

こうした中で「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」を掲げる岸田文雄政権は新たに「異次元の少子化対策」を打ち出した。人口減少という社会課題の克服を未来への投資と捉えた政策は重要といえるが、問題はその財源である。

必要な追加予算額を今後3年間で3.5兆円としながら、その財源について消費税を含め新たな税負担は考えず歳出改革などで確保するとしている。一体、どの歳出をどう削減して財源を捻出するのか、具体論は先送りされた。

財源の曖昧さは少子化対策に限ったことではない。防衛力の抜本強化では5年間で総額43兆円の防衛費を確保するとし、一部増税を含む具体的な財源を示した。しかし、増税以外の財源が内包する問題を見逃してはならない。例えば決算剰余金の活用であるが、これは景気などに大きく左右される。国家の根幹である防衛力を担うに足る安定財源とはなり得ないであろう。このように歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせまい。

コロナ対策で積みあがった国債の返済計画も忘れてはならない。先進国の多くはその具体的な返済計画を実行に移し始めており、我が国だけがこれを封印したままでは許されない。

また、地域経済や雇用の担い手である中小企業にはコロナ禍で体力を奪われ立ち直れないところも少なくない。事業承継や導入された消費税のインボイス制度などへの対応も合わせ、税財政上のきめ細かい支援が必要であろう。

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

新型コロナウイルスによるパンデミックは世界的に収束段階となり、我が国も社会経済活動がほぼコロナ禍以前の状態に戻った。これに伴い税財政政策の運営も平時のそれに戻るわけで、本来の税財政改革に向けた議論を可能にする環境が整ったといえる。それにしてもコロナ禍が我が国財政に与えた打撃は

甚大であった。国債残高はコロナ対策財源として発行された約100兆円が一気に上積みされ、1,000兆円をゆうに超えてしまった。地方を含めると長期債務残高は国内総生産（GDP）の2.2倍に上り、先進国の中で突出して悪化している。

まずはこのコロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題なのだが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

我が国財政の最大の問題は「中福祉・低負担」といういびつな税財政構造にある。歴代政権のほとんどが身の丈以上に「給付」を拡大させ、それに見合う「負担」を回避してきた結果である。これを「中福祉・中負担」の均衡構造に改革しなければ、先進国で最速のスピードで進む少子高齢化や人口減少、そして財政の健全化に対応できない。

岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて

コロナ対策では主に補正予算で編成された必要以上の多額な予備費や膨大な使い残しの発生など、財政規律が大きく毀損された。コロナ禍がほぼ収束した今、財政運営にとって重要なことはコロナ予算を検証しつつ財政規律をどう回復させるかである。

岸田政権の主要政策を見ると、財政規律の回復どころか、それに逆行する動きとなっている。防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、その財源が極めて曖昧なのである。法人税などによる1兆円増税以外は、「歳出改革」や「決算剰余金の活用」など大半が財源として安定性を欠いている。これで国家の根幹である安全保障が大丈夫なのか、強い危機感を感じる。

「異次元の少子化対策」では前述したように、今後3年間で必要な追加予算額を3.5兆円とし、2030年代には倍増を目指すという。これも財源には消費税などの新たな税負担は考えず、歳出改革などにより確保するとしただけで具体的な中身は定まっていない。仮に財源確保ができない場合、結局は少子化対策も防衛費も国債頼みになるという懸念が拭えない。

国と地方のPB黒字化という財政健全化の目標年

度である2025年度が眼前に迫ってきた。本年7月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」では、高い成長率を前提とした場合でも2025年度には1.3兆円の赤字が残り、黒字化は2026年度になるとする一方で、歳出改革を継続すれば2025年度の達成も視野に入るとした。ただ、この試算には「異次元の少子化対策」を反映していないため目標達成は極めて難しいとみられる。

しかし、2025年度目標が達成できてもできなくても、来年度にはその後の中長期を視野に入れた財政健全化の枠組みについて議論を開始せねばならない。その際にはまず、金利が正常化に向かうことを前提にする必要がある。我が国でもデフレ局面が終わり、日銀のゼロ金利政策が変化しつつあるからである。

つまり、異次元緩和下では黙っていても低下してきた健全化目標の一つである債務残高対GDP比の流れが持続できなくなる可能性が高い。このため、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくには、単なるPB黒字化ではなく一定の黒字幅を確保せねばならない。また、PBの歳出には利払い費が含まれないが、先進各国のようにこれを含む財政収支の黒字化を新たな健全化目標として採用することを提案したい。

負担をあやふやにし歳出だけを先行実施するような財政運営を是正するには、米国が採用している「ペイアズユーゴー原則」も有効であろう。これは新しい政策には歳出削減による財源捻出が必要で、それができなければ増税で財源を確保せねばならないという仕組みである。忍び寄る財政危機を回避するには、こうした厳しい財政規律を確立する以外に道はないであろう。

- (1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国はすでに指摘したように、先進国で最速の

スピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そうした中で社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円（令和5年度 約134兆円）に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。

持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

社会保障給付費で最も増加額が大きいのは医療分野である。その意味で注目されるのは、来年度が二年に一度の改定年にあたる診療報酬と、三年ごとの介護報酬改定が同時になる点である。とくに診療報酬は前回もそうであったが、過去のほとんどの改定で「薬価」の引き下げが「本体」（医師の人件費等）の引き上げ分を吸収する形で全体を引き下げる手法をとってきた。今度こそ本体にどう切り込むかが問われよう。

医療分野では激務である勤務医と開業医の収入格差や都市と地方、診療科によって医師が偏在する実態が指摘されて久しい。その一因として診療報酬の配分のあり方がメリハリを欠くためではないかとの見方が多い。

また、開業地域も診療科も規制がない我が国独特の自由開業制度が医師の偏在を助長しているとの指摘もある。欧米では開業地域や診療科ごとに定員を設定するなど何らかの人的規制がある。診療報酬が税金と保険料が原資であることを考えれば、規制すべきところは規制する。それが真の規制改革ではないか。

社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。

- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。
- (6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

一昨年には「デジタル庁」、本年には「こども家庭庁」と官庁の創設が目立っている。しかし、共に期待された役割を果たしているとは言い難い。その原因として政治のリーダーシップの欠如が指摘されている。

我が国のデジタル化は行政サービスや社会経済活動にとって不可欠とされながら、立ち遅れが目立っていた。デジタル庁はコロナ禍でも表面化した国と地方、省庁の縦割りを横断する組織として、その機能を期待されていた。しかし、後述するマイナンバーカードの情報管理の杜撰さなどでスタートからつまづいている。

こども家庭庁も省庁間の縦割りを排し一元的にこどもと家庭の問題を扱うという組織だが、各省庁の関連予算をかき集めただけで骨太なグランドデザインを描き切れていない。肝心の「幼保一元化」についても後ろ向きのままである。

これでは両庁とも屋上屋を重ねるだけで大きな政府に道を開きかねない。官僚組織は常に肥大化する

習性があるといわれる。そうならないよう国民の厳しいチェックが必要である。

また、行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバーカードの普及率は80%近くに達したが、積極的に活用されているとは言い難い。先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。

政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めているかなければならない。制度の利便性としては各種行政サービス手続きのワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAXの利用による申告納税手続きや各種手当の申請手続きの簡素化などが挙げられる。令和6年度末には運転免許証との一体化も予定されている。

社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の重要課題である。例えば、マイナンバーで世帯所得が把握できることになれば、臨時的な給付金を迅速に支給できるし、かつ世帯間の公平性確保も可能になり、様々な税制改革論議の土台にもなろう。そのためには、広範な国民的議論が必要であることも付言しておくたい。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出、②少子高齢化や人口減少社会の急進展、③デジタル化や働き方の多様化、④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は急激に上昇した物価が高止まりしているとはいえ、コロナ禍がほぼ収束したこともあり落ち着きを取り戻してきた。ただ、過熱していた欧米景気に連続的な利上げによる減速懸念が出ているうえ、中国経済の成長鈍化も加わり不透明さを増している。

こうした中で岸田政権は「成長と分配の好循環」を目指す「新しい資本主義」の看板の下、デジタル化や化石燃料に頼らないグリーン化などを推進しようとしているが、まだ具体的成果は見られていない。経済界もこの看板に呼応する形で相応の賃上げを実施したが、物価を考慮した実質賃金は伸びておらず、賃上げの持続化と膨大な内部留保の活用が問われている。

覇権主義的な動きを強める中国を念頭に置いた経済安全保障では、欧米と歩調を合わせる形で本格化させており、その成果が注目されている。また、本来の経済外交では英国の環太平洋経済連携協定（TPP）加盟を後押しすることなどで成果をあげたが、問題は本命である米国の復帰を実現できるかどうかである。

さらに岸田政権に求めたいのは、アベノミクスで極めて中途半端に終わった農業や医療分野などいわゆる岩盤規制の改革である。この分野には強力な反対勢力が存在するが、ここに切り込んでこそ「新しい資本主義」であろう。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

原材料をはじめとした物価の高止まりは我が国経済、とりわけ中小企業に大きな重荷となっている。いまだにコロナ禍による打撃を引きずっているところも少なくない。中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者

に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

また、先ごろ導入されたインボイス制度については、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されるなどの理由により休業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めてきた。

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図っていく必要性はコロナ禍を通して十分に認識された。前述したように、様々な矛盾を内包する医療制度や東京一極集中など、そこで浮き彫りになった課題を一つ一つ解決していくことは、地方のあり方を考える上で極めて重要である。

地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

残念ながら、現状ではこの理念とはかけ離れたようなケースが少なくない。例えばコロナ臨時交付金を使用されず基金に回っている可能性があるとの指摘がなされている。実際、一部自治体では財政調整基金があつという間にコロナ前の水準を回復したという。そもそもPBが黒字である地方が、コロナ対策で財政を著しく悪化させた国に依存する姿は大きな矛盾と言わざるを得ない。

「ふるさと納税制度」にも問題が多い。昨年度の納税額が過去最高の1兆円に迫る水準に達しており、返礼品競争規制策の効果が低いことを証明している。税収の流出額が大きく同制度を批判してきた自治体が、我慢も限界にきたとして返礼品競争に参入する例も出てきた。住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べてラスバイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上や事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きについて、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題への対応

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に2013年度比で「46%削減する」との目標を国際公約として打ち出している。

令和5年5月にはGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素化に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入された。

一方で、エネルギー価格は高止まりしており、家庭、企業における負担感が高まっている。原発の再稼働や稼働期間の延長等を含めたエネルギー問題のあり方について、積極的に検討を行う必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

＜科目別の具体的課題＞

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 交際費課税の適用期限延長

交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

(3) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

② 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③ 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実や保育士の待遇改善など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和2年2.73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により

相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和3年は9.3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

- (2) 経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し

令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

- (2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

- (3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

- (4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保の

ために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

- (2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

- (3) 電子申告

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。

＜個別法令・通達関係＞

I. 法令関係

1. 法人税関係

〔無形減価償却資産〕

- (1) 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。

〔引当金の損金算入〕

- (2) 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。

- ①退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

- ②賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

〔電話加入権の損金算入〕

- (3) 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとし、損金算入を認めること。

〔耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置〕

- (4) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

〔法人税の延納〕

- (5) 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。

[申告書の提出期限]

- (6) 会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

2. 所得税関係

[土地・建物等の損益通算]

- (1) 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。

[不動産所得の負債利子の損益通算]

- (2) 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。

[医療費控除]

- (3) 医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

[源泉納付]

- (4) 源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

3. 相続税・贈与税関係

[保険金・死亡退職金の非課税限度額]

- (1) 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされたが、相当期間経過しているので、1,000万円に引き上げること。

[相続財産からの控除]

- (2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

[被相続人の保証債務の弁済]

- (3) 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

[贈与税の配偶者控除]

- (4) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2,000万円は、昭和63年以来据え置かれているので、3,000万円に引き上げること。

4. 消費税関係

[消費税の確定申告書の提出期限]

- (1) 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

[消費税の届出書の提出期限]

- (2) 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。

5. 印紙税関係

[印紙税]

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。

6. 地方税関係

[固定資産税]

- (1) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、固定資産税や都市計画税は減免すること。

[法人事業税]

- (2) 資本金1,000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得区分別の軽減税率が適用されないこととなっているが、この制度を廃止すること。

[申告書等様式]

- (3) 事務の効率化に資するため、地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

[欠損金繰戻し還付制度・延納制度]

- (4) 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

Ⅱ. 通達関係

1. 法人税関係

[修繕費]

- (1) 資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

① 修理・改良等に要した金額が100万円（現行60万円）に満たない場合

② 修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%（現行10%）相当額以下である場合

[借地権]

- (2) 相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じた見直しを行うこと。

2. 相続税関係

[取引相場のない株式の評価]

類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大会社について50%に引き下げること。

令和5年度中学生の「税についての作文」 成田法人会会長賞受賞作品

主催：成田税務署管内納税貯蓄組合連合会

佐倉市立西志津中学校3年 渡邊 琴心

題名：一人はみんなのために

「一人はみんなのためにみんなは一人のために」という言葉を聞いたことがあるだろうか。これは税金にも当てはまることだと思う。私は、小さい頃、税金の意味やどのように使われているのかということを知らず、「なぜ税金を払わないといけないのだろう。」と思っていた。しかし、税金について学び、どのように使われているかを知った時、私は税金にとっても感謝した。

私の兄は生まれつきの心臓病があり、身体が不自由なため、歩行が不安定だ。そのため、車いす、歩行訓練のための装具、歩行を安定してできるようにするためのリハビリなど、様々なことが生活に不可欠だ。それらを制作するにあたって、全額を負担することは難しいため、国の社会保障制度によって、一部負担してもらっている。その社会保障制度の中には、社会福祉という項目があり、その制度によって、病気になった時の医療費などの補助や老後の安心、子育てしやすい環境づくりがなされている。そのために多くの税金が使われているということを知った。そのおかげで、兄は今でもリハビリを継続して行えている。短時間だが歩くことができるようになってきた。

税金の勉強を進める中で、兄のような事例以外にも税金はいろいろな場所で様々なことに使われているということを知った。例えば、学校で無償で配付される教科書、部活の大会で利用した市民体育館、110、119番通報をすれば無料ですぐに駆けつけてくれる警察、消防、救急車、今、この文章を書くのに利用している図書館など他にもたくさんある。税金は、みんなが安心して暮らすためには必要不可欠だ。もし税金がなくなってしまうたら、私たちにとっての「当たり前」は無くなっていき、全て個人の負担になる。そうすると、必要な医療、教育などを全て受けられるのはごく一部の人になり、人々に差が生まれてしまうだろう。そんなことが起こらないためには、税金を一人一人が納めなくてはならない。そうすることで、いつか自分にもかえってくる。だから税金はとても大切であるということを知った。

しかし、近年は少子高齢化で一人一人の負担が大きくなっている。なので私は、税金を教育や医療、出産費用などにもっと回せば、親の不安が減り、子どもが増えていくのではないかと思った。これから、税金が必要な人のところへ届き、みんなが幸せに暮らすことができる未来になってほしい。私が税金を納めることで、誰かの役に立てられればいいなと思う。

行事予定

行事予定

11 月

- 6日(月) 成田中央支部新入会員歓迎会
(ひかたや第二支店)
- 9日(木) 全国青年の集い(山形市)
- 11日(土) 佐倉産業大博覧会(草ぶえの丘)
- 14日(火) 納税表彰式(アートホテル成田)
- 17日(金) 税に関する街頭キャンペーン
(J R 成田駅前)
- 18日(土) 成田市産業まつり(成田市公設市場)
成田西支部新入会員歓迎会
(南洋飯店 ポンベルタ店)
- 19日(日) 八街市産業まつり(八街中学校)
- 29日(水) 富里支部親睦ゴルフ大会
(久能カントリー倶楽部)

(※) 印は、成田法人会館にて開催します。

12 月

- 2日(土) 志津南支部異業種交流会(より処 えん)
- 6日(水) 印西・栄支部合同バス研修(都内方面)
成田北支部異業種交流会(成毛屋旅館)
- 7日(木) 青年部会研修会(※)
- 8日(金) 総務委員会(※)
八街支部親睦ゴルフ大会
(袖ヶ浦カントリー倶楽部 新袖コース)
- 13日(水) 白井支部情報交換会(はな膳白井店)
- 15日(金) 女性部会役員会
- 16日(土) 白井支部バス研修(栃木方面)

1 月

- 5日(金) 成田税務署新年挨拶・正副会長会議
- 16日(火) 研修委員会(三者調整会議)(※)
- 24日(水) 県法連賀詞交歓会(ポートプラザ千葉)
- 26日(金) 賀詞交歓会(アートホテル成田)

研修会・講習会等予定表 (会場：成田法人会館、受講料無料、事前申込必要)

区 分	11 月	12 月	令和 6 年 1 月	開 催 時 間
決 算 法 人 説 明 会	6 日 (月)	4 日 (月)	6 日 (月)	13:30 ~ 16:10
新 設 法 人 説 明 会		11 日 (月)		13:30 ~ 16:10
税 務 ・ 税 制 セ ミ ナ ー	28 日 (火) ① インボイス制度 ② 相続贈与		22 日 (月) (インボイス制度 改正電子帳簿保存法)	13:30 ~ 16:00

- ※ 1 当面の間、各回とも定員を原則15名(1社1名)といたしますので、必ず事前に受講申し込みをお願いします。
- ※ 2 成田法人会で開催する研修の内容確認やお申込方法については、15ページの下部を参照ください。
- ※ 3 研修会の中止・変更等の場合は、申込者にはご連絡いたしますが、日程・会場・時間について、法人会ホームページでも必ずご確認ください。
- ※ 4 会場はすべて成田法人会館です。(J R 成田駅、京成成田駅より徒歩10分)
- ※ 5 会場には受講者用の駐車スペースがありませんので、公共交通機関等をご利用ください。

令和5年11月以降に開催する研修等のご案内

税務税制セミナー（受講料無料、会場：成田法人会館）

①「インボイス制度」への対応と「相続贈与」の基礎

- 1 日 時：令和5年11月28日（火） 13:30～16:00
- 2 講師：成田税務署 職員
- 3 内 容：第一部 「インボイス制度」への対応について 13:30～14:45
～制度開始を受け、実務上のポイントについて～
第二部 「相続贈与」の基礎 14:45～16:00
～相続発生時の対応、贈与の留意点など～

②「インボイス制度・改正電子帳簿保存法」

- 1 日 時：令和6年1月22日（月） 13:30～16:00
- 2 講師：成田税務署 職員
- 3 内 容：「インボイス制度」と「改正電子帳簿保存法」の対応について

成田法人会で開催する研修会については、成田法人会のホームページにてご案内しています。パソコンで成田法人会と検索いただき「研修会ご案内」をご覧ください。またスマートフォン等で右記のQRコードを読み取りいただきますと、ホームページ内の「研修会ご案内」をご覧ください。研修会への参加申込みについてもホームページ内の「研修会ご案内」にある「申込ページ」からすぐにWeb申込ができます。



研修会案内
QRコード

○ 令和5年度（後期） 生活習慣病健診のお知らせ

生活習慣病健診を次の通り予定しています。健診の詳細内容や申込み等については、本号に同封した一般財団法人全日本労働福祉協会のチラシをご参照ください。

月 日	時 間	場 所
2月13日（火）	9:30～11:00	佐倉商工会議所
2月15日（木） 2月16日（金）	9:30～11:00	成田市成田国際文化会館
2月21日（水）	9:30～11:00	印西市中央公民館
2月22日（木）	9:30～11:00	四街道市鹿放ヶ丘ふれあいセンター

※ 検査項目は、「総合喀痰コース」が57項目、「総合コース」が56項目、「Aコース」が46項目「Sコース」が43項目となっています。（腫瘍マーカー検査、エコー検査等がオプションにより選べます。また、料金は格安な会員特別料金で受診できます。また、「協会けんぽ」の被保険者の方はさらに補助が受けられます。〔35歳～74歳までの方、年度内1回限り〕

千葉県事業承継・引継ぎ支援センターのご案内

事業承継・引継ぎ支援センターは、
事業承継に悩むすべての中小企業を
全力でサポートします！



あらゆる事業承継について、お気軽にご相談ください。

ご相談 の 具体例

親族への承継

後継者はいるけど、
承継方法がわからない。



事業承継計画策定の支援！

作成した承継計画を通じ承継までの
ロードマップを見える化！

第三者への引継ぎ

後継者がいない。
どうしよう？



後継者探しのお手伝い！

M&Aマッチングのサポート！

後継者人材バンクの活用！

事業承継に関する様々な課題

何から準備したらよいかわからない。

会社同士の合併や他社の買収について教えて欲しい。

従業員に引き継ぐ場合の手続きを教えて欲しい。

会社を譲渡したいがどうしたらよいのか。



専門家による的確なアドバイス！

相談
無料

国が設置した公的機関だから安心！

セカンドオピニオンとしてのご利用も可能ですので、お気軽にお問い合わせください！

当センター関係者は、全員守秘義務を負っておりますので、安心してご相談いただけます。

お問い合わせ先 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター TEL 043-305-5272 FAX 043-305-5273

千葉県千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館12階 [開所時間 平日9:00~17:00]

【相談窓口】経済産業省関東経済産業局 委託事業

千葉県 (受託機関：千葉商工会議所)



事業承継・引継ぎ支援センター

千葉県事業承継・引継ぎ支援センターHP

<https://chiba-jigyohikitsugi.jp/>



企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

- 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に 8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

法人事業概況説明書

「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	☒ 有	☐ 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

法人会 自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

- また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

加入組合等の状況

17 加入組合等の状況

法人会の会員であることを
ご記入ください。

(記入例)

17	加入組合等の状況	〇〇法人会会員 (役職名) (法人会役職名をご記入ください)
----	----------	-----------------------------------

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「経営者のミカタ 法人会自主点検チェックシート」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



一般社団法人 成田法人会

電話番号等

URL等 <http://narita-houjinkai.or.jp/>

【令和6年 賀詞交歓会のご案内】

令和6年の賀詞交歓会を下記のとおり開催いたします。12月初旬に会員の皆様へ葉書にてご案内いたします。会員の皆様より多数のご参加をお待ちしております。

なお講演会はどなたでも（非会員の方でも）聴講できます。

- | | | |
|-------------|-----|-----------------------|
| (1) 日 | 時 | 令和6年1月26日（金） |
| (2) 会 | 場 | アートホテル成田（旧称：成田ビューホテル） |
| (3) 受 | 付 | 13：30～ |
| (4) 新 年 挨 拶 | | 14：00～14：30 |
| (5) 新春講演会 | | 14：40～16：10 |
| | 講 師 | 舞の海 秀平 氏（NHK大相撲解説者） |
| | 演 題 | 「小よく大を制す」 |
| (6) 賀詞交歓会 | | 16：30～18：10 |
| | 参加費 | 5,000円/名（受付にてお受けします） |
| | | ※賀詞交歓会参加者のみご負担ください |



舞の海 秀平 氏

【7市2町を巡る⑨】 成田市 緑の馬牧場（旧新田牧場）



緑の馬牧場の前身・旧新田牧場ではかつて競走馬を育成していましたが、今は活躍を終えた馬の安住のすみかとしてその環境を活かしています。なおイベント時を除き一般の方は入場できません。

撮影：（有）トコロスタジオ 香 取 信 行 氏（広報委員）